

所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

【算定要件】（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）

- ①所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する１０日を限度とし、月１回に限り算定するものであり、１月に連続しない１日を１０回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費を同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤慢性心不全の増悪については、原則として注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
- ⑥算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑦当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑧当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

令和８年４月

日付	日数	疾患名	検査内容等	投薬内容等
２３日	６日	尿路感染症	診察・尿検査	セフカベンピボキシル100m g /分3 ポタコールR 500mℓ
２４日	７日	尿路感染症	診察・尿検査	セフカベンピボキシル100m g /分3
				ポタコールR 500mℓ
				セフトリアキソン1g
				ゾルデム3A200mℓ

令和８年５月

日付	日数	疾患名	検査内容等	投薬内容等
１２日	３日	尿路感染症	診察・尿検査	セフカベンピボキシル100m g /分3 カルバゾクロムスルホン酸300mg/分3 トラネキサム酸250mg/分3 ポタコールR500mℓ
１８日	１日	尿路感染症	診察・尿検査	セフカベンピボキシル100mg/分3
２１日	１日	尿路感染症	診察・尿検査	セフカベンピボキシル100mg/分3

